

(仮称) クリーンセンター処理方式検討委員会公開実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) クリーンセンター処理方式検討委員会（以下「検討委員会」という）の一般傍聴及び会議録の公開について、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 検討委員会は原則として公開とする。ただし、検討委員会の検討内容等の都合により、検討委員会の委員の総意によりこれを全部または一部を非公開とすることができる。

2 検討委員会の開催については、志太広域事務組合ホームページにより、あらかじめ住民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第4条 検討委員会を傍聴しようとする人は、検討委員会の開会時刻 30 分前から 10 分前までに(仮称) クリーンセンター処理方式検討委員会傍聴申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 傍聴人は、10 人以内とする。ただし、開会 10 分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴章（第2号様式）を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴章を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に変換しなければならない。

2 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 静粛にすること。

(3) 写真・ビデオの撮影、録音をしないこと。

(4) むやみに席を離れないこと。

(5) はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。

(6) 病気その他の理由により委員長長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。

(7) その他、検討委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(会議録)

第6条 検討委員会については会議の要旨を記した会議録を作成し、保存しなければならない。

2 作成した会議録は、委員長の承認を得てから、志太広域事務組合ホームページにて公開するものとする。

3 検討委員会で使用した資料については、検討内容等の都合により、検討委員会の委員の総意によりこれを全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の公開に係る事務は、事務局（志太広域事務組合計画課）に置く。

(雑則)

第8条 この規定に定めない事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月26日から施行する。

第1号様式

<table border="1"><tr><td>傍聴章番号</td></tr></table>	傍聴章番号
傍聴章番号	
(仮称) クリーンセンター処理方式検討委員会傍聴申請書	
標記委員会を傍聴したいので申請します。	
平成 年 月 日	
住所 氏名	
(仮称) クリーンセンター処理方式検討委員会委員長 様	

第2号様式

No.
(仮称) クリーンセンター処理方式検討委員会
傍聴章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)